



南日本ハウスの
大規模木造建築

お役立ちレポート

木造のすすめ

木造建築が注目されている理由

木造建築を国が推進

公共建築物の木造促進

2010年に「**公共建築物等木材利用促進法**」が制定され、低層の公共建築物は原則としてすべて木造にすること、また、民間住宅についても木造利用を促進することが定められました。

それまでの流れとは正反対に国として木造建築を幅広く促進していく方向となりました。

これには、木造建築技術の向上や素材開発の進歩により、耐震性や防火性が高い木造住宅が作れるようになったこと、また、森林は適度に伐採したほうが、森が若返り、環境に良いことが分かってきたことなどが理由として挙げられます。

持続可能が世界を実現するためにSDGs（持続可能な開発目標）が国際的な目標とされる中で、再生可能で建築時に二酸化炭素排出が少ない特性を持つ木材の利用は、世界的にも注目されています。



木造建築が注目されている理由

法改正に伴う規制緩和

建築基準法の改正

改正建築基準法で防耐火に関するポイントは、従来は耐火建築物でしか設計できなかった建物が、消火や避難に関して適切な措置によって**準耐火建築物**として設計できるようになることです。

これは中大規模木造にとって大きなメリットです。耐火建築物では認められていない燃えしろ設計での対応ができるからです。防耐火性能への要求が厳しい都市部の木造建築物でも、構造材を現しやすくなります。

高さ16m以下であれば「その他の建築物」で設計可能
(防火地域、準防火地域以外に計画される建築物)

